

道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書（案）

道路は、産業と交流の元気なまちづくり、市民の安全・安心で豊かな暮らしを支えるとともに、災害時には「命の道」として機能するなど、市民生活になくてはならない重要な社会資本です。

しかしながら、地方の道路整備はいまだに十分とは言えず、本市においても道路ネットワークの形成や、通学路・生活道路の安全対策の推進が求められ、道路施設の老朽化対策、防災・震災対策も大きな課題となっています。

また、遠野市内では、復興道路、復興支援道路にアクセスする重要な路線が、かつてないスピードで整備されており、全国モデル道の駅に選定された『遠野風の丘』の防災・産業振興・観光情報発信等の機能強化も重要となっています。

このような状況において、時限措置である「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「財特法」という。）の規定による補助率等のかさ上げが平成29年度までとされており、平成30年度から地方負担が増加することになれば、事業執行に重大な支障をもたらし、地方創生の実現はもとより、自治体運営にも多大な影響を与えることとなります。

よって、国においては、財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続するとともに、地方創生を果たすために必要な道路整備の推進が図られるよう、拡充・見直し等の措置を講じるなど、必要な道路関係予算を確保するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 12 月 8 日

岩手県遠野市議会議長 新田 勝見

衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 伊達 忠一 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
財務大臣 麻生 太郎 様
国土交通大臣 石井 啓一 様